

第33回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2021年6月10日（木曜日）10:00～11:30

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

2. 審議等事項

(1) 報告事項

①契約審査会審議案件進捗状況等

(2) 審議事項

①2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

②2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

③前回の調達において一者応札・応募となったもの【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

④新たな随意契約【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

⑤その他必要な事項【契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

3. 契約監視委員（敬称略）

（2021年6月10日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士（*）

新井 佐恵子

日鉄ケミカル&マテリアル株式会社常任監査役（*）

吉江 純彦

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

堀江 貞之

監査委員

岩村 修二

監査委員

小宮山 榮

（*）は外部有識者（以下「外部委員」という。）

4. 議事概要

（1）報告事項①及び（2）審議事項①～④について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（2）⑤その他必要な事項については、契約監視委員によるフリー・ディスカッションが行われた。

審議等の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
(1) ①	法人から、契約審査会における審議案件の契約締結状況等について報告があった。
(2) ①	法人から、2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）について説明があり、了承された。
②	法人から、2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、了承された。
③	競争性確保のための改善方策が妥当であることが了承された。
④	契約方式等が妥当であることが了承された。
⑤	契約監視委員によるフリー・ディスカッションを行った。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【報告事項① 契約審査会審議案件進捗状況等】

報告内容	契約審査会における審議案件の契約締結状況等についての報告
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
<p>情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査業務に関する契約は当初の予定金額からかなり乖離している。今後何か対策をする予定はあるのか。</p>	<p>受託することができる相手方として幅広い業態があり、どういう見積りを取るのか悩ましかった。十分に検討を重ねて、同様の調達をする際には価格を考えていきたい。</p>
<p>法務助言業務（オルタナティブ投資に係る法務助言等業務を除く。）の契約者を複数選んでいるが、どうやって業務を割り振っているのか。</p> <p>契約者とはタイムチャージで報酬を支払うという基本契約を結んでいて、具体的な案件が出たときに専門性等を踏まえて、最も適当な者が業務を依頼されることになる。</p>	
<p>人材紹介業務も同様に複数者と契約している。過去の実績を評価して契約しなかった者はいるのか。</p>	<p>人材紹介業務については、成功報酬で対価を支払う形になっているので、紹介に基づく採用実績がなかったとしても、問題がなければ応募があったすべての者と基本契約を結んでいる。</p>
<p>法務助言業務（オルタナティブ投資に係る法務助言等業務を除く。）の契約期間は1年で人材紹介業務は5年になっている。契約期間はどうやって決めているのか。</p>	<p>人材紹介業務についてはこの中期目標期間において常に応募の門戸を広げているが、法務助言業務についてはユーザー部門と相談の上、期間を区切って契約している。</p>
<p>法務助言業務（オルタナティブ投資に係る法務助言等業務を除く。）について、基本契約を結んだ後の個別の案件が出てきた場合の手続きはどうなっているのか。</p>	<p>実際に案件が出てきた時には、専門性等に応じて相手が決まる。</p>
<p>個別の案件が出てきた場合には、いつからいつまでの期間、こういうサービスを提供するという具体的な合意がないと動けないのではないか。その時にかなりの金額になることが想定される場合にはチェック機能が必要だと思う。</p>	<p>ユーザー部門ともよく相談して今後の対応を検討したい。</p>
<p>少額随意契約に関する取扱いについて説明があったが、契約をするときに以後の追加調達が見込まれるときは、きちんと見通しを立</p>	<p>意図的な分割発注であると言われないうにきちんとチェックしていきたい。</p>

て必要であれば契約審査会に諮るようにしてほしい。	
--------------------------	--

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

審議内容	2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）について説明があり、了承された。	

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

審議内容	2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2021年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、了承された。	
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
<p>契約監視委員会が審議する調達等合理化計画には運用委託先との契約も含まれるので、運用委託先との契約についてももう少し説明する必要があるのではないか。</p> <p>運用委託先との契約についての内部統制の仕組みがきちんと動いているかは確認することができると思う。</p> <p>運用委託手数料の成功報酬の妥当性については、投資委員会において議論して承認するという適切な手続きを踏んでいることを説明した方が納得してもらえるのではないか。</p>	<p>今後の検討課題としたい。</p>
いろいろな意見はあったが、当委員会として了承することにしたい。	

【審議事項③ 契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

審議内容	前回の調達において一者応札・応募となったもの
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2020年度に調達を実施し、前回の調達において一者応札・応募となった契約について説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることが了承された。	

【審議事項④ 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容	新たな随意契約
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2020年度下期における新たな随意契約について、会計規程第32条第1項各号との整合性が図られているとの説明があり、了承された。	
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
指数会社と直接契約することで、コスト削減効果があったのか。	指数の契約については、これまでは運用会社ごとに指数会社と契約していた。当法人が一括して契約することで、規模のメリットを受けることができた。
契約方式等は妥当であり、当委員会として了承することにしたい。	

【審議事項⑤ 契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

審議内容	その他必要な事項
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
契約監視委員によるフリー・ディスカッションを行った。	
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
システムに関する契約が特定企業と随意契約になっている状況について行政が対応を考え始めているという報道があった。GPIFでは次の大きなシステムの導入はいつ頃の予定なのか。また、GPIFでも対応を検討しているのか。	現行のシステムは本中期計画期間において利用するので、次の大きなシステムの調達は今期中期計画に向けたシステムの調達になる。その際には御指摘あったベンダーロックインにならないように考慮して調達したい。
レガシーシステムでは、他のベンダーに移行する際に仕様書などの記録が残っていないことが問題になっている。GPIFではシステムを外部に委託するに当たって記録を残しているのか。	仕様書などの記録は法人文書として保存期間を設定して管理している。

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室
電話 03-3502-2494